

法人理事長、副理事長報酬の改定について

○ 基本的な考え方

令和4年5月23日（月）に開催された本委員会で提示した「役員報酬等の支給基準（案）について」を元に法人役員の報酬が設定されている。

- ①市の再任用職員が法人課長職（総務管理課長・窓口業務課長）に配置されている。
- ②課長職⇒副理事長⇒理事長という職階でバランスを考える。
- ③理事長（常勤）：市の再任用職員の年収の1.2倍とする。
- ④副理事長（常勤）：市の再任用職員の年収の1.1倍とする。

根拠：地方独立行政法人法第48条第3項の規定により「報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積もりその他の事情を考慮して定めなければならない。」とされている

○ 経過及び理由

- ①令和4年10月1日の法人設立時より理事長・副理事長の報酬の見直しが行われていない。
- ②ここ数年、市の再任用職員の人件費が上昇している。
- ③令和7年度、市派遣の再任用職員の年収と比較して見直しが必要と判断した。

○ 令和7年度実績

法人	報酬月額	地域手当	管理職手当	月収	ボーナス	年収	
理事長	493,200			493,200		5,918,400	A
副理事長	452,100			452,100		5,425,200	B

○ 令和7年度実績と令和8年度見込

年度	市再任用職員	基本給	地域手当 ※	管理職手当	月収	ボーナス 2.4カ月	年収	Aとの差	Bとの差	(参考) 月収換算
令和4・5	課長級	315,100	21,906	50,000	387,006	928,814	5,572,886	-345,514	147,686	464,407
令和6	課長級	316,200	21,972	50,000	388,172	931,613	5,589,677	-328,723	164,477	465,806
令和7	部長級	362,700	43,270	70,000	475,970	1,142,328	6,853,968	935,568	1,428,768	571,164
	課長級	320,600	37,060	50,000	407,660	978,384	5,870,304	-48,096	445,104	489,192
令和8	部長級	374,800	48,928	70,000	493,728	1,184,947	7,109,683	1,191,283	1,684,483	593,000
	課長級	331,900	42,009	50,000	423,909	1,017,382	6,104,290	185,890	679,090	509,000

※地域手当は、令和5・6年度6%、令和7年度10%、令和8年度11%



○ 法人見直し（案）

理事長：令和8年度の市課長級（再任用職員）の年収6,104,290円の1.2倍 = 7,326,000円（千円未満切り上げ）
7,326,000円（年収） / 12月 = **610,500円（月額）**

副理事長：令和8年度の市課長級（再任用職員）の年収6,104,290円の1.1倍 = 6,715,200円（千円未満切り上げ）
6,715,200円（年収） / 12月 = **559,600円（月額）**

法人	報酬月額	地域手当	管理職手当	月収	ボーナス	年収	現行との比較	市課長級（再任用職員）との比較
理事長	610,500			610,500		7,326,000	1,407,600	1,222,000
副理事長	559,600			559,600		6,715,200	1,290,000	611,000